

# 東北東京間連系線に係わる特定負担者の取扱い (短工期対策含む) について

2019年4月24日

地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会事務局  
電力広域的運営推進機関  
日本卸電力取引所

# 本日も議論いただきたい論点

- 前回の検討会において、特定負担者の取扱いの明確化についてご議論いただいた後、第29回制度検討作業部会において、下記のように整理となった。
  - ① 取扱い内容については、一定期間において経過措置を決めた時と同等の取扱いとすること  
(具体的には、エリア間値差相当分をJEPXとの間で精算すること)
  - ② 取扱い期間については、増強工事後の連系線の使用開始日又は電源の運転開始日のうち遅い日から電源の廃止日又は40年間経過した日のいずれか早い日までとすること
  
- 本日は下記の論点についてご議論いただきたい。
  - 論点1：短工期対策の特定負担者の取扱いについて
  - 論点2：経過措置、間接送電権、特定負担に対する減少処理の順位について

# 論点1: 短工期対策の特定負担者の取扱いについて

## < 短工期対策の概要 >

- 東北東京間連系線の増強工事(恒久対策)の完了時期は2027年11月であり、これでは提起者及び応募者の事業開始希望時期に関するニーズが満たされないことから、拡大できる運用容量は限定されるが短期間で実現できるような東北東京間連系線の運用容量の拡大対策(以下「短工期対策」)を実施することとした。

### ○ 工事概要

項目	概要
南相馬(変)短絡容量対策	遮断器(3台)等を許容電流が大きな機器へ取り替える。
電源制限装置	送電線熱容量対策及び同期安定性維持のために、制御装置及びこれに伴う通信設備を設置する。

### ○ 工事完了時期

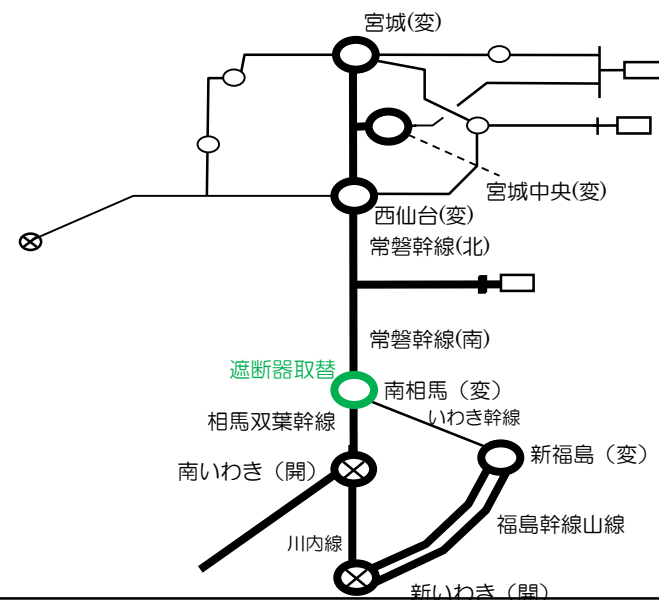
**2020年3月**

### ○ 工事費

**32億円**

○ 対策後の運用容量の増加量(東北⇒東京向け) + 50万kW

- 短工期対策について、提起者及び応募者を対象とした入札を行い1社(電力取引の量: 50万kW)を選定した。



短工期対策に費用を負担したことを踏まえれば、**短工期対策の特定負担者の取扱いについても、前回の検討会で整理した恒久対策の特定負担者の取扱い(エリア間値差相当分の精算を行う取扱い等)と同等とすることが適当ではないか。**また、**取扱い期間については、短工期対策による増強工事後の連系線の使用開始日から恒久対策による増強工事後の連系線の使用開始日の前日までの期間に限定することとしてはどうか。**

- 前日スポット市場の約定日10時以前までに、計画外の作業停止等によって連系線の運用容量が削減された場合には、経過措置、間接送電権、特定負担に適用されるエリア間値差相当分の精算の原資となる混雑収入が減少することになる。このため、経過措置、間接送電権、特定負担に対する減少処理(エリア間値差相当分の精算のための計画値の抑制)の順位を整理しておく必要がある<sup>(注1)</sup>。

(注1) 2018年4月に開催された国の制度検討作業部会(第22回)において、間接送電権よりも先に経過措置を抑制することは整理されている。

- 先ず、特定負担と間接送電権に対する減少処理の順位については、現状、東北東京間連系線においてはエリア間値差が頻繁に発生している状況ではないため、当面の間、東北東京間の間接送電権が商品化されることはないと考えられるが、万が一、間接送電権が商品化された場合には、(1)特定負担者は極めて多額の増強費用を負担していること、(2)特定負担者に対する取扱いが間接送電権よりも先行して実施されていることから、**特定負担よりも先に間接送電権に対して減少処理することが適当**ではないかと考えられる。
- 前項の関係性を踏まえれば、**経過措置<sup>(注2)</sup>、間接送電権、特定負担の順番で減少処理を行うことが適当**ではないか。

(注2) 経過措置は2025年度に終了する予定であることから恒久対策の特定負担と経過措置に対する減少処理は重複することはないが、短工期対策の特定負担と経過措置に対する減少処理は重複する見通し。

**東北東京間連系線の減少処理は、経過措置、間接送電権、特定負担の順番で減少処理を行うこととしてはどうか。**

## (参考)経過措置事業者、特定負担者の取扱いの比較

	経過措置事業者	恒久対策の特定負担者	短工期対策の特定負担者
取扱いの内容	<b>エリア間値差相当分の精算</b> ※エリア間値差による追加費用が発生した場合は当該額の補填を受ける、逆にエリア間値差により収益が発生した場合は当該額を戻し精算(いわゆる「オブリゲーション」方式) ※ 特定負担者の取扱いは東北東京間連系線(東京向)を対象とする。		
取扱いの対象容量	平成28年度利用計画として登録された長期連系線利用計画を上限に申請された数値	費用負担に応じた容量	
取扱いの期間	2018年度～2025年度	<b>増強工事後の連系線の使用開始日            又は電源の運転開始日のうち遅い日            から電源の廃止日又は40年間経過した日のいずれか早い日まで</b>	<b>短工期対策による増強工事後の連系線の使用開始日から(左記の)恒久対策による増強工事後の連系線の使用開始日の前日まで</b>
取扱い対象者	原則として小売事業者(長期連系線利用計画を登録していた事業者)	恒久対策の特定負担者	短工期対策の特定負担者
転売・譲渡	エリア間値差相当分の精算の取扱いのみを権利化して転売・譲渡を行うことは認めない。 ※ 特定負担者の電源を第三者に売却・譲渡を行った場合、第三者に特定負担者の取扱いも承継される。 ※ 供給先事業者が確保できていない特定負担者が供給先事業者を確保した場合、当該供給先事業者に特定負担者の取扱いを承継させることができる。		
計画提出	前々日12時までに計画を提出する。計画の更新は減少更新のみとする。		
計画の中身	30分単位のkWh、ただし取扱いの対象容量以下であること。計画の中身は「計画の蓋然性」を求める。		
減少処理の順位	<b>東北東京間連系線の減少処理は、経過措置、間接送電権、特定負担の順番で減少処理を行う。</b>		
受電側の要件	受電側(小売事業者)の約定量が計画値未満の場合は、JEPXから事業者に補填する側の精算を行わない。		
送電側の要件	送電側(発電事業者)の入札量 <sup>(※1)</sup> が正当な理由なく <sup>(※2)</sup> 計画値未満の場合は、精算を停止する等の措置を取る。 送電側の発電計画の内訳は問わない。 (※1)送電者側の要件を「約定量」ではなく「入札量」としているのは、市場価格が限界費用未満となる不可抗力があり得るため。 (※2)「正当な理由」とは、例えば、前々日から前日にかけての発電機トラブル等を想定。		